

第14回報告書案作成委員会確認事項

1 第13回作成委員会の確認について

- ・第13回の検討内容が確認された。

2 第14回検討委員会における意見について

- ・第14回検討委員会で出された意見について確認された(詳細については、報告書素案の確定作業と同時に確認していくこととした)。

3 報告書素案の確定について

- ・第14回検討委員会で出された意見を踏まえて事務局で修正した報告書素案をもとに、報告書素案の確定作業を行った。

以下は主な確認事項のみを記載。

総則的部分について

- ・「2 前文」: 前文の内容を検討する前に前文の構成を確認する必要があるとの意見に基づき、前文の構成要素について検討した。なお、構成については、前文の文章表現によって前後関係が変動する可能性があることから、現時点では確定させないことが確認された。
前文の構成要素として、次の内容を前文に盛り込むことが確認された。
「制定の背景(自治における現状の課題と解決手段)」「自治の基本理念・基本原則」
「目指す社会像(条例によって目指す社会)」「条例の目的(制定の理念・目的・将来性)」
24日の市民討論会には、現在の案文を微修正したものととも、前文の論理構成(構成要素)と前文の検討は途中段階であることを記述した解説を示すことになった(解説の案文は石田委員が起案)。
- ・「4 定義」: 市民の定義
...市内通勤者・通学者・活動する人まで市民の枠を広げることに対する理論武装が必要である。
また、事業者は、特に定義しないが、「命令指揮権をもち、団体として独立した意思をもつもの」と考えることとし、活動する人や市民活動団体(活動する人の集まり)等とは区別する。
参加の定義
今後、参加の定義と参加の原則との(用語)の整理が必要。
...「参画」という言葉の扱いについて検討され、次のように修正することになった。
「...なお、この「参加」という概念は、~~受身的な参加ではなく~~、「主体的に市民が動く」という積極的な意味を含んで使用されることの多いいわゆる「参画」の概念を含んだ広い範囲で同じ意味の言葉として用います。」
- ・「5 基本理念」: 資料4-2の事務局案に差し替えたうえで、次のように修正することになった。
「私たちは、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者である市民の発意と自由意志に基づき、その総意によって川崎市(自治体)を設立するとともにしていることを確認し、信託した市政を自ら主体的に担うことにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現されるまちづくりを目指します。市は、この理念の下に、国・県との対等かつ協力の関係に基づいた自律的な運営を図り、自治体としての自立を確保します。」
市民自治の概念構成図を報告書案に示すことが必要との意見が出された。

- ・「6 自治の基本原則」:「参加・協働の原則」について、「参加の原則」と「協働の原則」に分けて規定することが確認された。この場合、協働しないことによる不利益についても規定すべきではないかという議論があった。

また、今後「市政」と「まちづくり」についての概念の整理が必要との意見があった。

自治の主体 それぞれの役割と責任について

- ・「1 - (1) 市民の権利」:(参加する権利)について、次のように修文することになった。

「市民は、市のまちづくりに政策形成や計画の策定及び決定、事業の実施及び評価など市政の様々な段階において参加する権利を持ちます。」

また、解説部分に子どもや外国人市民も参加する権利を有することを記述することが確認された。
- (行政サービスを受取る権利)について、「法令 条例」と修正することになった。協働の原則を規定することに併せて(協働する権利)を規定する必要があるのではないかと意見があったが、議論の結果、参加する権利の行使に含まれる概念と考えることになった。
- ・「1 - (2) 市民の責務」: 平和と安全に対する責務について議論されたが結論が出なかったため、24日の市民討論会では、複数案を並列的に示すこととなった(平和と安全に対する責務規定に対する解説の案文は浪瀬委員が起案し、その他の解説文については、第14回検討委員会が出された意見を集約するかたちで文章化することが確認された)。の規定では、「環境」という言葉が連なっているため、「...地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、持続可能な環境地域社会を保全する責務を持ちます。」と修文することになった。
- ・「3 - (2) 行政運営」: 規定に「基本理念及び自治の基本原則を踏まえるとともに」という表現を加えることによって基本理念及び自治の基本原則と重複する規定(~)を省略することができるとの提案があったが、丁寧に記述することが重要との観点から ~ の規定を残すことになった。

要綱のあり方についての解説は、整理して要点を記載することとなった。
- ・「3 - (3) 計画的な行政運営」:「基本構想」の解釈についての議論が行われたが、規定にある「基本構想」は「基本計画」を含んでいるものと解釈することが確認された。
- ・「3 - (6) 苦情、不服、侵害に対する措置」: の規定を次のように修文することが確認された。

「...市に対して、簡易迅速にその処理、救済等を求めることができます。」

また、 の解説文については、元の文章に戻すことが確認された。

自治拡充推進のための制度等について

- ・「2 - (3) パブリック・コメント制度」: の規定を次のように修文することが確認された。

「市は、市民の参加する権利、意見を表明し提案する権利を保障する...。」(解説等においても同様の修正を行なう)
- ・「2 - (4) 評価」:「成果」は「良い結果」を表す言葉であるため、「成果 実施結果」と修正することになった。
- ・「2 - (5) 住民投票制度」: の解説文中の外国人市民の表現について、市民の定義と整合を図ったかたちで修文することが確認された。

4 市民討論会の資料等について

- ・市民討論会の発表用資料(パワーポイントのスライド)については、発表担当者と事務局で連絡をとりながら調整することになった。

5 その他

- ・特になし。